

別表 1

(ア)対象月の売上げが基準月の売上げと比較して30%未満の減少である場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
平成29年7月1日から令和3年8月1日までに創業	令和4年3月、4月、5月のいずれかの月

(イ)令和3年8月2日から令和4年6月30日までに創業している場合

創業時期	特例措置により対象月と比較する月
令和3年8月2日から令和4年3月1日までに創業している場合	令和4年3月、4月、5月のいずれかの月
令和4年3月2日から令和4年4月1日までに創業している場合	令和4年4月、5月、6月のいずれかの月
令和4年4月2日から令和4年5月1日までに創業している場合	令和4年5月、6月、7月のいずれかの月
令和4年5月2日から令和4年6月1日までに創業している場合	令和4年6月、7月のいずれかの月
令和4年6月2日から令和4年6月30日までに創業している場合	令和4年7月